



平成 23 年 7 月 12 日

環境大臣

江田 五月 殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 西川 太一 殿



放射性物質を含む一般廃棄物焼却灰（主灰及び飛灰）の  
取扱いに関する緊急要望

当組合では、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故による東京 23 区内の一般廃棄物処理における影響を確認するため、焼却処理で発生する灰等の放射能濃度調査を実施しました。

この結果、焼却に伴い発生した焼却灰（主灰及び飛灰）から、放射性物質が検出されました。

国は「福島県内の災害廃棄物の処理方針」を示していますが、福島県以外の地域における放射性物質を含む廃棄物の処理に対する明確な取扱基準は示されていません。

国の対策が講じられない場合には、焼却灰の埋立処分が困難となり、さらに最終処分場周辺住民の強い反発も予想されます。

これらのことから、当組合の清掃工場での焼却を停止せざるを得ない状況も考えられ、ひいては、23 区民の生活に甚大な影響が生じることとなります。

ついては、下記のとおり強く要望します。

記

- 1 福島県以外の地域において、放射性物質を含む焼却灰（主灰及び飛灰）の処理の取扱いの基準を早急に示すこと。
- 2 労働作業衛生管理のため、放射性物質に汚染された一般廃棄物の処理等の過程における作業員の安全確保のために必要な措置を具体的に示したガイドラインを示すこと。
- 3 放射性物質を含む焼却灰の最終処分場への運搬方法についての安全基準を示すこと。